

新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年1月9日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第1号

新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程

新潟市民病院財務規程（平成20年新潟市民病院管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項に次のただし書を加える。

ただし、報償費及びこれに類する経費から控除する所得税に係る部分は、振替伝票により行うものとする。

第22条第2項第5号中「契約書」の次に「（契約書に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたものを含む。）」を加え、「で、管理者が別に定めるもの」を削り、同条第3項中「前項の執行伺い」を「経費執行伺書及び経費執行伺兼支払伝票」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第22条第2項第5号の規定は、令和7年1月1日から適用する。